

## 防災行政無線の「時差放送」を実施します

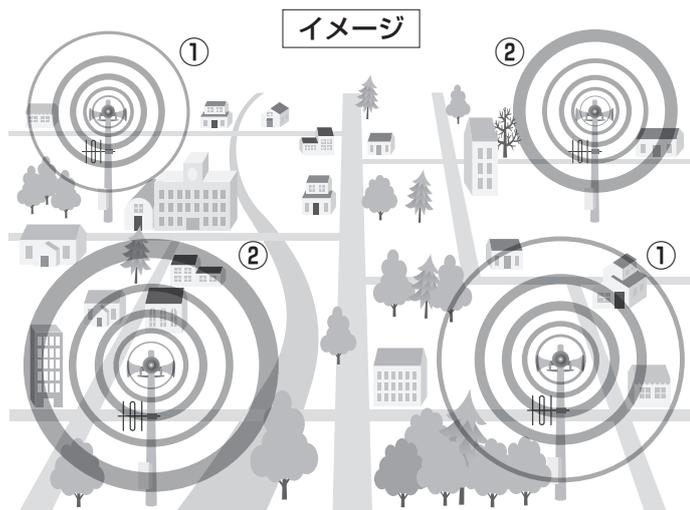
防災行政無線については、これまで全ての屋外スピーカーを同時に鳴らす「一斉放送」を実施してきましたが、近接するスピーカーの音が干渉・反響し、聞こえづらいという地域がありました。

そこで、12月10日(火)から当面の間、町内の防災行政無線を2つのグループに分け、時間をずらして放送する「時差放送」を試験的に実施します。

時差放送実施にともない、これまで2回繰り返して放送した音声放送は1回のみとなりますのでご了承ください。

なお、火災放送や見守り放送、時報チャイムなど一部の放送については、従来どおりの一斉放送となります。

※戸別受信機をご利用の方は、同じ放送が2度流れる場合があります。



音声が重なって聞こえづらくないように、屋外支局のスピーカーを2つに分けて、①→②の順番で時差による放送を行います。  
(緊急放送・チャイムなどを除く。)

### ◎防災行政無線音確認サービス

防災行政無線の放送内容を電話で確認出来ます。

放送が聞き取れなかった場合や、聞き逃した場合などに、当サービスをご確認ください。

**☎0800・800・6680**  
(通話料無料)

**問合せ** 総務課自治振興担当 ☎66・3111 内線212

## 相続登記はお済みですか？

不動産の所有者が亡くなられた場合、所有権の移転登記（相続登記）が必要です。相続登記が放置されると、所有者の把握が困難となり、まちづくりのための公共工事が進まないなどのいわゆる所有者不明土地問題や空き家の増加につながります。

### ～すぐに相続登記をした場合のメリット～

不動産についての権利関係が明確になり、相続した不動産を売却したいときに、すぐに売却の手続きをすることができるし、担保に入れてローンを組むことができる。

### ～相続登記をしないで放っておくデメリット～

相続が2回以上重なると、誰が相続人となるのか、その調査だけで相当の時間が掛かり、相続登記の手続費用や手数料も高額となってしまう。相続の手続に時間が掛かると、相続した不動産を売りたいと思ったときに、すぐに売ることができない。

また、「法定相続情報証明制度」をご存じですか？

「法定相続情報証明制度」は、法務局に戸籍謄本等と相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）を提出していただくと、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付する制度です。一覧図の写しは、戸籍の束の代わりとして、金融機関等の各種相続手続にお使いいただけますので、ぜひご利用ください。

自分の権利を大切にするとともに、次世代の子どもたちのために、「未来へつなげる相続登記」をしませんか。

**問合せ** さいたま地方法務局秩父支局 ☎22・0827

※相続登記、法定相続情報証明制度の手続に関する相談は予約制です。お電話でご予約ください。